

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る遊技施設の使用停止について

令和2年4月22日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

4月16日に「緊急事態宣言対象区域」が全都道府県に拡大され、本県においても4月17日付け「緊急事態宣言対象区域の拡大等に伴う4月18日以降の対応」において、県民に対して、

- ①3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）が同時に重なる場所を避けること
 - ②大型連休に向けて都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行などは絶対に避けること
 - ③観光施設等の集客施設においても、入場者を制限するなど3つの条件を避ける工夫をし、感染防止対策を徹底すること
 - ④事業所における人と人との接触機会の低減に向けて、在宅勤務（テレワーク）を拡大するとともに、併せて時差通勤や自転車通勤をさらに徹底すること
- などをお願いしたところです。

県民の皆様、各事業者においても、感染拡大防止対策のさらなる徹底に取り組んでいただいているところですが、パチンコ店等の遊技施設の利用者については、今もなお、県境を越えた移動が見られるところであり、特に、今後の大型連休に向けて、その増加が危惧されます。加えて、最近、近隣県において遊技施設に対する休業要請が行われていることから、その利用者が本県に集中することも懸念されます。

このため、令和2年4月24日（金）から5月6日（水）までの間、大分県全域の遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、使用停止（休業）の協力を要請します。